

労働者等ハ本月四日組合員大竹武次外数名ヲ代表者トシテ現場監督ニ對シ左ノ要求ヲ為シタリ

- 一、更ニ歩ヲ三歩増サレタリ
- 二、運搬船以上ニハ八隻ヲ使用ス
- 三、土ヲ生ツルヲ以テ更ニ車ヲ増加セラレ度シ

七、回答状況

十一日午後一時代表大竹武治、金照吉外五名ハ鈴木主任ニ會見回答ヲ求メ

鈴木主任ハ要求全部ヲ拒絶セリ

八、経過

(1) 労働者側

十二日ハ現場ニテ従業セル七殆ント急業状況ニアリ

(2) 事業主側

十二日東京市河港課長、社會局事務係長、江東橋紹介所長等ハ現場ニ於テ對策協議ノ結果此ノ際断然ノ處置ヲ執ル事ニ決シ左ノ通り方針ヲ定メタリ

一、本日ハ歩付ヲ為サ、ルコト

二、本日ハ午後四時迄就業セシムル事

三、午後四時終業ト共ニ額付(百十六名)ヲ全部解雇スル事

四、従来ノ世話役ハ全部罷免シ新ニ選任スル事

(3) 市側ノ措置

午後四時終業後金袋(日給ヲ指ス)ヲ交付シ其ノ際能率ニ應ジ歩付ヲ為シタルカ大部分ハ四歩ヲ付